

島田市規則第14号

島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに制定する。

令和5年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び島田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年島田市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 条例第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による届出（変更に係る届出に限る。）は、個人情報取扱事務開始（変更）届出簿（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報の対象者の数
- (3) 個人情報の収集方法
- (4) 要配慮個人情報を取得するときは、その旨
- (5) 収集した個人情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (6) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、その旨及びその内容
- (7) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨及びその内容
- (8) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルを保有する場合には、そのファイルの別
- (9) 法第60条第2項第1号に係る個人情報を保有する場合において、令第21条第7項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

3 条例第3条第2項の規定による届出（廃止に係る届出に限る。）は、個人情報取扱事務廃止届出簿（様式第2号）により行うものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）とする。

(開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第6条 条例第5条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第7条 条例第6条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

（開示請求事案移送通知書）

第8条 法第85条第1項の書面は、開示請求事案移送通知書（様式第8号）とする。

（第三者意見照会書等）

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第10号）とする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第11号）とする。

4 法第86条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第12号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を光ディスクその他これに準ずる物に複写したものの交付

（開示の実施方法等申出書）

第11条 令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第13号）とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第12条 令第28条第4項の当該地方公共団体の規則で定める方法は、現金又は郵便切手で納付する方法とする。

（訂正請求書）

第13条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第14号）とする。

(訂正決定通知書等)

第14条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第15号)とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第16号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第15条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第17号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第16条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第18号)とする。

(訂正請求事案移送通知書)

第17条 法第96条第1項の書面は、訂正請求事案移送通知書(様式第19号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第18条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第20号)とする。

(利用停止請求書)

第19条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第21号)とする。

(利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第22号)とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第23号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第21条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第24号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第22条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第25号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第23条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第26号)により行うものとする。

(個人情報保護審議会)

第24条 島田市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるときはあらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

- 5 審議会の会議は、会長が招集する。
- 6 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第25条 審議会の庶務は、行政経営部行政総務課において処理する。

第26条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。  
(島田市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 島田市個人情報保護条例施行規則（平成17年島田市規則第10号）は、廃止する。  
(島田市個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 条例附則第2項の規定の施行の際現に同項の規定による廃止前の島田市個人情報保護条例第32条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する島田市個人情報保護審議会の会長である者は、この規則の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

個人情報取扱事務 開始 届出簿  
変更

※ 整理番号				※届出年月日	年 月 日
事務の開始年月日		年 月 日		変更年月日	年 月 日
担 当 課					
事 務 の 名 称					
事 務 の 目 的					
対 象 者 の 範 囲					
対 象 者 の 数 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満					
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体的特性 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	家 庭 生 活 等	<input type="checkbox"/> 続柄・親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	社 会 生 活 等	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	経 済 状 況 等	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
個 人 情 報 の 収 集 の 方 法		収 集 の 相 手 方	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ ）		
		収 集 の 手 段			
要配慮個人情報の取得の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
個 人 情 報 の 経 常 的 提 供 先					
利用目的以外の 目的での保有個人 情報の利用又は 提供の有無等		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 提供	相手先の名称（ ）	
				根 拠	<input type="checkbox"/> 本人同意又は本人への提供 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
<input type="checkbox"/> 無					

訂正及び利用停止 に関して他の法令 の規定により特別 の手續が定められ ているときは、そ の旨及びその内容	<input type="checkbox"/> 訂正請求ができる。		
	根拠法令	名称	
		法令番号	
		該当条項	
	対象となる記録項目		
<input type="checkbox"/> 利用停止請求ができる。			
根拠法令	名称		
	法令番号		
	該当条項		
	対象となる記録項目		
個人情報ファイル の種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）		
	令第21条第7項に該当するファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
備考			

(注)

- 1 該当するにレ印を記入してください。
- 2 ※印欄は、担当課で記入しないでください。
- 3 「個人情報ファイルの種別」の欄は、個人情報ファイルを保有する場合のみ記入してください。

様式第2号（第3条関係）

個人情報取扱事務廃止届出簿

※整理番号		※届出年月日	年	月	日
担 当 課					
事 務 の 名 称					
廃 止 年 月 日	年 月 日				
廃 棄 予 定 年 月 日	年 月 日				
備 考					

(注) ※印欄は、担当課で記入しないでください。





保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日  
号

様

島田市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分及びその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

--

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額）

## 5 担当課

電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

### (1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

### (2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第5号（第5条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
担当課	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第6号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島田市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第7号（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、島田市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、次の期限までに開示決定等をする予定です。） 年 月 日
担当課	電話番号

開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、事案の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送先	(行政機関の長等)  (連絡先)  電話番号
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送元の担当課	電話番号
備考	

第三者意見照会書

第 年 月 日  
号

様

島田市長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した第三者開示決定等意見書（様式第11号）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

第三者意見照会書

第 年 月 日 号

様

島田市長



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した第三者開示決定等意見書（様式第11号）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

島田市長

住所又は居所 } 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地  
氏 名 } 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名  
電 話 番 号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障がある部分  2 支障があるとする具体的な理由

(注) 「2 支障があるとする具体的な理由」については、支障がある部分ごとにその理由が分かるよう記載してください。

様式第12号（第9条関係）

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



あなたから 年 月 日付けで第三者開示決定等意見書の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課	電話番号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

島田市長

住所又は居所

申出者 氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号

日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
	<input type="checkbox"/> 複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 ( 午前 ・ 午後 )

4 「写しの送付」の希望の有無 ( 有 ・ 無 )

送付費用の納付方法	<input type="checkbox"/> 現金 (納入通知書による納付) <input type="checkbox"/> 郵便切手 (郵便切手の額： 円)
-----------	---

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

島田市長

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 第 号
	開示決定通知書の日付： 年 月 日
	保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)
本人確認等	
1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書	

その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況  未成年者 (      年      月      日生)

成年被後見人  任意代理人委任者

(2) 本人の住所又は居所

(3) 本人の氏名

4 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書

その他 ( )

5 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
担当課	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担当課	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限： 年 月 日）
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第18号（第16条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課	電話番号

訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、事案の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送先	(行政機関の長等)  (連絡先)  電話番号
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送元の担当課	電話番号
備考	

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



あなたに提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
担当課	電話番号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

島田市長

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 第 号
	開示決定通知書の日付： 年 月 日
	保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
本人確認等	
1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国	

人登録証明書

その他 ( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、上記請求者本人確認書類の写しに加えて、住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況  未成年者 (      年      月      日生)

成年被後見人  任意代理人委任者

(2) 本人の住所又は居所

(3) 本人の氏名

4 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書

その他 ( )

5 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
担当課	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
担当課	電話番号

(注) この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（訴訟においては市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第24号（第21条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等期限： 年 月 日)
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第25号（第22条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課	電話番号

諮問をした旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けの市長に対する審査請求について、次のとおり島田市個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	
審査請求	1 審査請求日 年 月 日 2 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
担当課	電話番号